次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番(山本優人君) 皆さんおはようございます。

議席番号11番山本です。通告に基づき、一般質問いたします。

漁業担い手、漁業振興についてであります。

安倍政権が平成30年に70年ぶりに漁業法の改正をいたしました。資源の枯渇などで水産業が低迷する中、資源管理を強化し、養殖などで企業の新規参入を促すなどして漁業の成長、産業化に繋げることが目的であります。

今回、なぜ漁業法などを大幅に改正する必要があったのか。その背景には、漁獲量の減少と担い手不足があります。漁業者の減少も深刻であります。国内の漁業者の数は現在15万人と、この10年で7万人減少し、平均年齢も57歳と高齢化が進んでおります。八峰町はそれ以上であります。今後も漁業者の数が減ることが予想され、漁場の有効利用という面でも懸念が広まっております。将来にわたって安定的に消費者に水産物を供給するためには、国内での水揚げ増加と意欲のある漁業者の確保が不可欠だからです。これまで全体で獲る量を決め、あとは自由競争に任せていた規制を、今後は船ごとに数量を割り当て、それぞれの水揚げ量を厳しく監視します。そのかわり、船の大きさなどの規制を廃止し、今後は自由に船の能力を高め、効率の良い漁業を目指していきます。

さらに、養殖においては、漁場と漁協が優先的に利用できる人員を廃止し、企業など も容易に参入できるようにしました。法律では、大型船が操業する沖合と小型船が多数 操業する沿岸漁業に分け、それぞれ船ごとに漁獲枠の配分を行うことになっています。

今回の法律は、漁協に優先的に与えられてきた順位を廃止し、漁場を適正かつ有効に 利用していなかった場合、地域の発展に寄与すると認められた企業などにも都道府県知 事の判断で免許を与えることができるようになりました。高齢化などで使われてない漁 場が増えてきている現状を考えると、新たな参入者を確保することは重要であります。

町としても漁場の有効利用で水揚げを増やし、漁場の担い手を増やせるのかが当町の水産政策の課題であります。残念ながら、漁協は漁業後継者不足と嘆きながら、既存の漁業者の無理解により新規の漁業許可の同意に努力しない漁協の体制、自己権益を守ろうとする既存漁業者の対応には問題があると言わざるを得ません。このため、漁業者が減る一方であるし、新規の許可漁業を認めない体制が町の漁業、漁協を衰退させてきた一因です。県も町も漁業政策の推進指導役割の立場から、広い漁場を全く活用しない、生かされていないならば、新規の漁業許可を伴った参入を漁協に求め、既存の漁場が適

正に活用・運用し、漁業生産量の増加、担い手の参入が見込まれる取り組みが必要と考えるものです。

そのため、今までの新規漁業者の受け入れ状況、漁港係船の状況、共同漁業権、峰浜地域海面の漁場の有効利用の状況、増養殖事業への取り組み支援の状況など、その対応を、そして指導を問うものであります。

以上であります。

- ○議長(皆川鉄也君) ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。 堀内町長。
- ○町長(堀内満也君) 山本議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、八峰町はこれまで、県北最大の漁業基地を有する漁業の町として栄えてまいりましたが、近年は、資源の減少や漁業従事者の高齢化、後継者問題に加え、原油価格の高騰や魚価の低迷など、漁業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっており、私としても、町の基幹産業である漁業の将来について危機感を抱いているところであります。

こうした中、平成30年の漁業法の改正においては、既存の漁業権がない場合でも、地域水産業の発展に最も寄与するものに免許を与える制度となり、これは、漁場の有効利用を目的とした、新たな漁業者が参入しやすい制度となったものと理解しております。

現在、北部地区の漁業権の設定については、全て知事から各漁協に与えられていると 同っており、実際に新規漁業者が参入する場合は、既存漁業者等で組織する北部地区運 営委員会を経て、秋田県漁業協同組合理事会において承認されることが必要となってい るところであります。

具体の北部支所における新規漁業者の受け入れ状況についてでありますが、令和2年度では5名、令和3年度では2名、令和4年度では1名の新規希望者に対し、全ての希望者が認められており、過去3年間では、漁業への就業に関して不許可となった事例はなかったと伺っております。

また、令和5年4月1日時点での准組合員を含む組合員数は、八森地区では92組合員、 岩館地区では69組合員となっているほか、北部支所における令和4年3月31日時点の登 録漁船数は、八森地区では92隻、岩館地区では56隻となっております。

次に、共同漁業権の有効利用における峰浜地区漁場の状況についてでありますが、峰 浜漁協の組合員数は准組合員を含め、現在28組合員であり、この漁業権は峰浜漁協に与 えられております。

今後は、令和6年1月1日に漁業権の一斉切り替えが行われることから、前述の漁場の適切かつ有効に活用されているかの判断については、その際、県において審査されることになると認識しております。

また、増養殖事業への取り組み支援の状況についてでありますが、県では、漁港内静穏域を活用した養殖技術の開発や新たに畜養殖に取り組む漁業者を支援する「秋田版畜養殖フロンティア事業」を行っているほか、町においても「つくり育てる漁業推進事業補助金」等により支援しているところであります。

今後も、国や県と連携しながら、養殖事業に参入しやすい環境を整え、漁業経営の安 定化や所得向上、後継者不足対策等に繋がるよう、取り組みを強化してまいります。

いずれにいたしましても、議員ご指摘の新たな漁業参入者の確保については、町として漁業権の許可等に権限はありませんが、本町の基幹産業の一つである漁業の発展に向け、漁業者や関係機関等と協議しながら、新たな漁業者が参入しやすい環境づくりに一層取り組んでまいります。

以上であります。

- ○議長(皆川鉄也君) 11番議員、漁業担い手、漁業振興についての再質問ございませんか。11番山本優人君。
- ○11番(山本優人君) まあ模範的な回答でありますが、あまり深く実態を分かってないなと。まあ新規の組合員になったっていうのは5人に、2人に1人というふうに、組合員は若干増えてるんだろう、まあ新しい人ね。でもそれはほとんどが多分、乗組員というか、底引き船の乗組員だと思うわけですよ。で、本来、私が言う新規漁業者っていうのは、県知事許可を持った漁業と、それが我々、我々っていう、まあ私、もともと漁協職員だったのでそういう言い方なるんですが、まあ漁業許可を持って操業するっていうことが漁業を営むということとイコールという認識だわけですよ。底引き船の乗組員っていうのは、嫌いになったり、私嫌だとすれば、すぐ明日にでも辞めることできるんですよね。ですから、専業でないっていうか、まあ単に雇われ人という認識だわけです。で、漁業を営むということは秋田県の知事許可というものが必要で、それさえあれば何とか今まで飯を食える、例えば皆さん分かるかどうか分かりませんが、メバルの刺し網、テリって言いますけども、それからキスのこぎ刺し、それからカレイの刺し網等もあるわけですけども、まああとマダイのこぎ刺し網というふうなものがありますけど、

こういう許可をもらって初めて専業漁業者ということになるわけですが、残念ながらこれの許可もらって組合員になったっていう漁業者は今まで、私が覚えてる限り10年間で1人もいないわけ。

で、いないということはなぜかということですが、そこには、まあ先ほどの私の質問の中にも言いましたけども、漁協の運営で委員会があってですね、その既存漁業者の同意がなければ新規の漁業の参入を認めないというふうな屁理屈があるわけですね。だから、まあ新しい漁業者を受け入れたくないというこばみで、まずそのなってきてこの10年間1人もその専業漁業者が生まれてこない。減るのは当たり前のことなんですね、こういうことばっかりしてると。ですから、ここはですね、やはり今までそういうふうなことをやって、明日から変えれと言ってもですね現状の体質では変わらないので、それは町長が指導力をもってですね、何とかこれ、運営委員会に開いてもらって、そこを何とか若い人でも漁業の許可を与えるようにしてもらえないかと。意識改革をしてもらいたいと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

- ○議長(皆川鉄也君) ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀 内町長。
- ○町長(堀内満也君) 山本議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめにですね、私、先ほど答弁の中で、令和2年から令和4年までの新規漁業者のお話をしたところでございますけども、その詳細な内訳まではちょっと把握してなかったものですから、それが乗組員だとか、あるいは本当に許可を受けて専業でやる方なのかっていうところまでは把握してなかったもんですから、改めてそこをしっかりと調査してまいりたいというふうに考えております。

いずれその先ほどの答弁の中でも申し上げましたけども、この漁業に関しては八峰町の非常に重要な基幹産業でありますので、いずれこの基幹産業をですね、さらに発展させていくためにも、町としてやられることを今後もしっかりとやっていきたいと思っております。

- ○議長(皆川鉄也君) 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。
- ○11番(山本優人君) まあ何とかその委員会にですね出て、説得してもらいたい。で、 まあその辺もってお願いしますよ。

それと、まあ例として一つ挙げますが、今、キスこぎ刺し網という操業をした船がで すね操業やめて、まあ空船というか休んでる船があるんですよ。その船を買い取って漁 業をしたいというふうな申し出があったそうなんです。ところがやはり既存漁業者のキスのこぎ刺し網漁業者が反対したために、それを叶えられなかった。もしそれが叶えられていればですね、漁船、使ってない空船、ただ係留してるだけの船の再活用と、新規の漁業の許可をもらって一人前の専業漁業者が生まれた可能性あるわけですよ。で、それが、そういうふうなことが今後やっぱり必要なわけですから、そういうふうな事例をですね二度と出ないように、やっぱり欲しい漁業者がいたらですね与えられてほしいと。昔はキスのこぎ刺し網の許可するだけでも10隻ぐらいあったんですよ。今たった、多分操業してるのは1隻程度だと思うんですよ。だから1艘、2艘増えても何ら関係ないですね。

ということで、それともう一つはですね、今現在、底引き船が、まあ八森の例ですけ ども、底引き船が3艘、刺し網程度の船が6艘、あと釣り船っていうか一本釣り船が12 隻程度の入港だったんですけども、昔はですね底引き船だけで7艘、で、刺し網という 船が16隻ぐらい、あと一本釣り船が33隻と、すごい数いてあった。あそこ現状ね。とこ ろが、その半分しかない今現状でスカスカの状態で、隣の漁協の船を入れてほしいと、 入港させてほしいということを言われたら、駄目ですと言われた。こういう使い方では ですね、やはりせっかく隣の峰浜漁協の船を係留させて有効利用できるチャンスなのに、 それすらも許さねえ、この地元北部の体質、これがですね非常に問題あるのではないか。 ですから、まあそういうふうなことがもし許されればですね、峰浜漁協との交流ってい うか、まあ融和っていうか、そういうふうなことも考えられるわけですよ。ですから、 今後その峰浜漁協との融和も図られれば、共同漁業権という問題があるんですけども、 まあ共同漁業権というのは秋田県漁協と峰浜漁協と浅内漁協だな、もう一つあったよな、 八竜漁協、ああ4つあるんですけども、まあとりあえず峰浜は町内なので、まあ有効利 用が、漁場を有効利用するためにですね、峰浜の方はせいぜい漁業者が二、三人しかい ないんですね。ところが八森の方では船外機を使った刺し網の漁業者が何人もいるわけ ですから、もし有効利用できるんであれば、八森地区の漁業者が峰浜地先の方にまで 行って刺し網刺すことができるんですね。で、その辺のお願い、調整っていうものを今 まで漁協単位でやってきてないわけですよ。ですから、その辺もまあ同じ町内としてど うなのかと。一種漁業は無理だけども刺し網漁業ぐらいは、有効利用という面では一つ も使ってないと、そういうふうに言い切れるわけですね。ですから、その辺についても、 これはなかなか漁協のね漁業者同士の話では解決できないんですよ。ですから、その先

ほどの漁業許可に対する委員会のお願いと、峰浜漁協との調整、この 2 点について町長から、どうしてくれるのか、何とか返答ください。

- ○議長(皆川鉄也君) ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀 内町長。
- ○町長(堀内満也君) 非常に難しい課題だなというふうに率直に考えております。正直言って、町としての立場としてどのくらいのことができるか、正直現時点ではまだ私も分かりませんけれども、まずはですね、この平成30年の漁業法の改正、その目的がやはり漁業者の所得向上であったり、あるいは年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立、そういったものが主な目的であると思いますので、まずはその法律の趣旨をですね漁業者の皆様、あるいは漁協の皆様にですね説明することは町としてはできるかなというところでございます。

正直言って、まあ繰り返しになりますけども、その峰浜漁場の有効活用、あるいは今後のところっていうところはですね、町として正直言ってどのくらいできるか分かりませんけども、やれる範囲でしっかりと取り組ませていただいて、ひいては、この基幹産業であります漁業の発展に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(皆川鉄也君) 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。
- ○11番(山本優人君) いや、まあもちろんそれはやれということではないですよ。それは強制はできないわけ。ただ、その機会を求めてつくってもらって、そこでお願いしてみる。まあ説明する必要が、まあ指導力を発揮してほしいということですよ。そうでないとね、なかなかその機会、まあこれは逆に言うと、漁協の執行部の方からむしろお願いされてるんですよ。なかなか中でぐちゃぐちゃして難しいと。ですから、まあ町から何とかこう説得してもらえないかというふうな話があるわけですね。ですからそれを是非お願いしたい。いかがでしょうか。
- ○議長(皆川鉄也君) ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀 内町長。
- ○町長(堀内満也君) すいません、繰り返しになるかもしれませんけど、町としてできることであれば当然やらしていただきますけども、現時点でですね、そしてまたこの議場の場でなかなかいい答弁にはならないかもしれませんけども、そうした場をまずつくることは可能かどうか、そういったところからまずしっかりと検討させていただいて、まあ議員のこう思うようなことになるかどうか分かりませんけども、まあ先ほど繰り返

しになりますけども、その法律の内容だったり、その町の現状っていうところをですね 皆様方に関係者にですね説明して、そういった場をつくれるような形になるようにしっ かりと努力してまいりたいというところでございます。

- ○議長(皆川鉄也君) 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。
- ○11番(山本優人君) 町単独でやれということでもないんですよ。例えば明日のこれ からの資産を考えるということで、例えば議員の教産建も一緒になって漁協の幹部と話 し合えというふうなこともあってもいいだろうしですね、別に町長一人で行って乗り込 んで説得へと言ってるわけではない。まあそういうことで理解してください。まあそれ 何とかね、課長お願いします。

もう一つ、まあ養殖のことですけどもね、なぜ養殖のこと言わなければならないのか なということですけど、彼ら今、八水株式会社ですが、底引き船のここ二、三年の、こ こ二、三年っていうか近年の出漁日数が、昔、110から120日ぐらいだったんですね。と ころが、ここ数年、95日台の日数だわけですよ。で、まあ我々、私がまだいた頃とほと んど変わってないんですが、底引きの1日の採算ラインっていうのは30万という、まあ 水揚げ金額ですね。それで勘定すると3,300万から3,600万の範囲がまずボーダーライン ということなんです。ところが95日になると2,800何ぼになるの、50万になるわけです から、約500万ぐらい足りなくなるんですね。だとすると、やはり返済とかそういう、 まあいろいろな間に合わない状況なっていくと。ですから、これを何とかするっていっ ても天候には勝てないわけで、だったら、まあこれで養殖で何とかその補填分をお願い たいということが物事の発展、発達、八水だったんですが、まあそれについて私は非常 にいいなと。今で言う二刀流だわけですね、養殖と漁船漁業と。これについてですね、 積極的にやはり進めていかなければないなと。船も減ってですね、まあそういう補填す る代替漁業みたいなものがもし可能だったらどんどん進める。で、なおかつ別に有効、 漁場の有効利用するためにはですね、まあよそからでもいい参入してもらって、あそこ でまた養殖の拡大する漁業者がいてもいいわけですね。それで八峰町の税収が入ったり、 水揚げの金額が上がったりする、それに越したことはないわけです。ですから、その辺 を是非進めてもらいたいものだと思ってます。

それと、まあこれ今日、私朝間に見たんですが、秋田県でですね養殖事業の提案出てるんですね、3,000万の予算で。プロポーザル。これは秋田県の8漁港ですね、漁港の中で養殖の可能性の調査、3,000万予算、プロポーザル。まあ明日だかな、今日が期限

らしいけども。まあこういうふうに秋田県も頑張ってるわけで、是非八峰町もですね、 この養殖事業というものに対してチャンスがあったらどんどんやらせてもらいたい。

で、なおかつ、今もう一つ、岩館漁港の中に栽培協会の施設、まあ今現在、ヒラメの中間育成やってますけども、あれたった2カ月しか使ってないんですよ。で、あとの8カ月、ひとつも使ってない。で、今、養殖可能性があるというのは、ギバサ、サーモン、この使ってねえ期間でできるわけですね。ギバサも秋から、5月なればもう刈り採るって、1年です。まあ1年というか半年ぐらいです。サーモンも12月に出る、4月、5月、6月。空いてる時間に使えるわけですね。もしかしたら陸上に養殖、あれ半年間で可能性があるわけですね。ああいうふうな使い方も私はいいんじゃないかなと思うわけですね。で、あそこの協会の施設に関してはですね、私、昨年、一昨年でしたか、協会の職員に聞いたら、いいですよと。まあ内々ですけども、是非有効利用するんだったら正式に協議してもいいですという話はしております。ですから、まあそういうふうな、やる人の問題ありますけども、そういうふうなチャンスもあるんだということで理解ください。それについていろいろ話しましたが、回答を求めます。

- ○議長(皆川鉄也君) ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。
- ○町長(堀内満也君) まずはじめに、先ほどのですね漁協との協議の場ですけども、まずその漁協含めて関係機関とのですね、そういった協議の場をつくることは可能かというふうに考えておりますので、早い時期にそういった場をつくれるように、まずは進めてまいりたいというふうに考えております。

そしてもう一点の養殖に関しましては、まあ現在ご承知のとおり、今、サーモン養殖を進めているところでございますけども、それで満足することなく、新たに漁種等についてもいろいろと試験的に進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。町としましても、今後も引き続き県としっかりと連携しながら、新たな漁種、あるいは生産の拡大、そういったことに向けてしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

- ○議長(皆川鉄也君) 11番議員、ほかに再質問ございませんか。
- ○11番(山本優人君) ありません。
- ○議長(皆川鉄也君) これで11番議員の一般質問を終了いたします。 休憩いたします。11時より再開いたします。